

1832 年解剖学校規制法の成立
—制定法の変遷の確認と問題点の整理—

栗 田 和 典

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第17巻第2号（2019年3月）抜刷

【研究ノート】

1832年解剖学校規制法の成立 —制定法の変遷の確認と問題点の整理—

栗田和典

はじめに

解剖学校規制法（2 & 3 William IV, cap. 75, “An Act for regulating Schools of Anatomy”）は第一次選挙法改正（選挙法改正法、2 & 3 William IV, c. 45）とおなじ1832年にホイッグのグレイ内閣のもとで成立した。選挙法改正法が6月7日に国王の裁可を得たあと、出席者のいちじるしく減った議会で法案の審議がおこなわれ、8月1日に裁可された。同年に制定された一般法（全国法または公法律、public act）は127を数え、最後の国王裁可は8月17日であったから、会期末までの短い期間に懸案事項をかたづけるため、拙速のうちに成立した、という印象ものこる。たとえば、5月11日に法案が庶民院を通過したとき、反対派が最終の第三読会に提出した修正案にたいする賛成は5票、反対は43票であった。賛否の合計は48票にすぎない¹。改革前の庶民院の定数は658名であり、投票数を出席者とみれば、出席率はわずか7%強にとどまる。関心の低さがうかがわれよう。

解剖学校規制法は省略されて「解剖法」とも称される。同法の要点は、教区が費用を負担する埋葬または葬儀の対象となっていた死体を、合法的に解剖に提供できるようにしたところである。この措置がみとめられたことにより、解剖実習をおこなう教育機関をなごらく悩ませてきた試料＝死体の供給不足が軽減された、と積極的に評価される²。法案が庶民院を通過したあと、6月6日に死去したベンサムが遺言によって遺体を標本として保存するようにした有名な逸話が、死後の世界の存在などを信じぬ世俗的な合理性を連想させるように、公共の費用をもってあつかわれる死体は公共の福利のためにもちいられてしかるべきとする合理的な判断が、後世からは当然視でき

1 *Hansard Parliamentary Debates* [以下ではPDと略記], vol. 12 (1832), col. 904. なお、イギリス議会の本会議録である *Parliamentary Debates* は議会の Hansard のサイト (<https://hansard.parliament.uk/>) から1803年以降の貴・庶両院すべてを確認できる。本稿ではこのオンライン版とあわせて名古屋大学中央図書館所蔵の刊本を参照した。

2 たとえば、久保洋一『死が映す近代 19世紀後半イギリスの自治体共同墓地』(昭和堂、2018年)、p. x, 注19, 注28.

るかもしれない。医科学の公共性が確立された現代では、研究用に献体は自発的におこなわれている。連合王国イギリスにおいて献体は、20世紀の二つの大戦を経たあとに顕著になった。

しかしながら、18世紀以前のイギリスの刑罰にかんする研究史からすれば、解剖学校規制法は革新的な変化をもたらしたように考えられる。死体へ損壊をくわえる「鉄鎖の晒し (hanging in chain)」や「八つ裂き (quartering)」は死刑にたいする加重にもちいられ、タイバンの死刑囚もこれらを忌避した。死後の解剖が社会的な容認を簡単に得られるはずはなかった。じっさいに、埋葬や葬儀が公費負担となる死体の解剖を可とするところみは、1829年にも法案が提出されており、頓挫していた。

1832年の解剖学校規制法について、ひとまず、アリエスがたどったヨーロッパにおける生と死にたいする感性の変化を示す材料の一つととらえたい³。そのための作業をはじめるとあって、同法にいたる制定法の変遷を簡略ではあれ確認し、同法の各条項が議会の討論において喚起した問題点を整理する。

1. 解剖学校規制法の各条項

『制定法大全』⁴に掲載された解剖学校規制法を以下に訳出した。「以下のように制定される (And be it enacted, that...)」、「ただし、以下の場合にはつねに……とする (provided always that...)」等の定型句は意識するか、または、いちいち特記せず省略するかした。議会の同意を示す文言や「前述の権威にもとづき (by authority aforesaid)」等も同様である。なお、下線による強調は栗田による。

解剖学校規制法 (ウィリアム四世治世第二・第三年制定法第七五号)

第一条 前文 身体を冒すさまざまな疾病の原因と性質についての知識、疾病を処置し治療する、あるいは、人体が負うことの多いさまざまな損傷を治癒する最善の方法についての知識は、解剖検査の助けなくしては獲得できない。さらに、そのような解剖検査にもちいられる人体の合法的な供給は足りず、知識を得る手段を提供できていない。またさらに、そうした目的にかなう人体を供給するためにさまざまな大罪が犯され、昨今におこった殺人の唯一の目的は殺害された人体をこの用途のために販売することであった。それゆえ、とりわけて得策であるのは、一定の規則のもと、解剖学の研究と実践を保護し、かつ、前述のような大罪を可能なかぎり防止することである。……グレート・ブリテンと称される連合王国の地域については内務大臣が、また、アイルランドと称される連合王国の地域についてはアイルランド担当大臣が、……

3 P・アリエス (成瀬駒男訳)『死を前にした人間』(みすず書房、1990年)；同 (福井憲彦訳)『図説 死の文化史 ひとと死をどのように生きたか』(日本エディタースクール出版部、1990年)。

4 *The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland*, vol. 12, part 4 (London, 1832).

1832年解剖学校規制法の成立

解剖学の実習をおこなう許可証を發行することを合法とする。許可証は、あらゆる内科医会または外科医会（College of Physicians or Surgeons）に所属する者のすべて、医学をおさめた学位取得者または免許取得者のすべて、連合王国のあらゆる地域において医療をおこなえる合法的な資格を有する者のすべて、解剖学、医学、外科学の教授または教師のすべて、あらゆる解剖学校に学ぶ学生のすべてにたいして、申請する当事者の居住する州、シティ、バラ、および、地区を管轄する2名の治安判事が連署し、知りうるかぎりで当事者が解剖学の実習を実施する予定であると認定した申請書にもとづいて付与される。

第二条 前述の内務大臣およびアイルランド担当大臣が、本法律の成立後のただちに、あるいは、必要が生じたさいにすぐさま、それぞれに3名を下回らない者を解剖学のおこなわれる場所の視察官として任命することを合法とし、かつ、最初の任命がなされたあとであればいかなるときであろうと、大臣が適切とみなせば、1名以上の人物を視察官に任命できる。各視察官は1年にわたって任につき、また、前述の内務大臣またはアイルランド担当大臣がこれを罷免することもでき、事情におうじてその任期は誰かほかの者が後任にあてられるまでとする。任命された視察官が死亡したり、解任されたり、あるいは、職務の遂行を拒んだり、こなせなくなったりしたならば、前述の内務大臣およびアイルランド担当大臣が、別の人物を任命して欠員をうめる。

第三条 前述の内務大臣およびアイルランド担当大臣が、事情におうじて、解剖学のおこなわれる場所を、都市または農村、あるいは、その両方のいかなる地区に、さらに、そうした地区内のいずかに置くかを指示し、各視察官を担当させるべく任命し、その職務をいかに遂行するかを命じることを合法とする。

第四条 本法律によって任命される各視察官は四半期ごとに報告書を前述の内務大臣またはアイルランド担当大臣に提出し、報告書は直前の四半期に解剖学の検査のために視察官の管轄下にある地区の解剖がおこなわれる各個の場所へとうつされたすべての死体それぞれについて記し、前記のように移送された死体のそれぞれの人物について性別、判明するかぎりでの時刻、氏名および年齢をあきらかにするものとする。

第五条 各視察官がその管轄下の地区にある場所であればいかなるときにも立ちいり、視察することは合法であり、……解剖をおこなう予定の場所は通知される。

第六条 国王陛下が各視察官たいして年俸に100ポンドを超えない額をその労に報いるべくあたえ、職務の経費に相当する妥当な額を充当することを合法とする。……また、俸給および手当のすべてにかんする年次報告が議会にたいしておこなわれる。

第七条 遺言執行人またはいずれかの死者の身体を合法的に所有するその他の当事者は、葬儀業者または埋葬のためだけに死体を委託されたその他の当事者でなければ、その死者の身体を解剖検査に付する許可を合法的にあたえることができる。ただし、その遺言執行人またはその他の当事者が知るかぎり、当人が、生前の何らかの時点において書面により、もしくは、死因となる疾病に罹患しているあいだに2名以上の

証人が立ち会うなかで口頭により、死後の身体が当該の検査をうけないことをのぞむと希望を表明しなかった場合、あるいは、寡夫または寡婦、もしくは、死亡した者の既知の親族が当該の検査をうけずに死体が埋葬されることをもとめなかった場合にかぎられる。

第八条 当人が生前の何らかの時点で書面により、あるいは、死因となる疾病に罹患しているあいだに2名以上の証人が立ち会うなかで口頭により、死後の身体は解剖学の検査をうけるように指示する場合、本法律によって権限をあたえられた当事者が当該の検査をなすために解剖検査することを指定する場合、さらに、当該の者の死体が埋葬される以前に、当該の指示または指定が死体を合法的に所有する当事者の知るところとなった場合、直前に言及された当事者は当該の検査がなされるように指示し、前記のような指定の場合には何らかの当事者に当該の検査をする権限をあたえ、指定することを当事者にもとめ、許可をあたえるものとする。ただし、死者の寡夫または寡婦、あるいは、既知の近親者、もしくは、既知のもっとも近親の者、おなじ親等の血縁者である2名以上が当該の検査をうけずに埋葬されることをもとめなかった場合にかぎる。

第九条 ……いかなる場合においても個人の死体は、解剖学の検査のために、当人の死亡したいかなる場所からも、死後48時間を経過したのち、もしくは、当該地区の視察官にたいして、あるいは、そうした視察官が任命されていない場合には死亡した場所またはその近辺に居住する内科医、外科医、薬剤師にたいして、死体の移送を企図している旨の通知を死後24時間を数えてからおこなったあと、はじめて移送されるべし。さらに、そうした者の死因がいかなるものであるかを述べた証明書は、死体の移送に先立って、当人の死因となった疾病のあいだに治療にあたった内科医、外科医、薬剤師による署名がなければならず、疾病のあいだにそうした医療関係者が治療にあたらなかった場合には、当人の死後に死体を検分するべく呼ばれ、確信にもとづいて死の様態または死因を陳述し、しかし、移送後に死体を検査することに関与しない内科医、外科医、薬剤師による署名がなければならない。移送のさいには、その証明書は死体をうけとり、解剖学の検査をおこなう当事者に死体とともに発せられるべし。

第十条 内科医会あるいは外科医会に所属する者、医学をおさめた学位取得者または免許取得者、連合王国のいかなる地域においても医療をおこなえる合法的な資格を有する者、解剖学、医学、外科学の教授、教師または学生であり、前記した国王陛下の内務大臣またはアイルランド担当大臣から許可証をうけた者であれば誰でもあろうとも、解剖検査のために、死亡したいかなる人物の身体をうけとり、あるいは、所有することは、……合法であるとする。

第十一条 移送後に解剖検査のために死体をうけとる各個の当事者は、死体とともに先述の証明書をもとめ、うけとるべし。また、その移送につづく24時間以内に、地

1832年解剖学校規制法の成立

区の視察官にたいしてその証明書、および、死体をうけとった日時と発送者、当該の人物の死亡の日時と場所、性別、(その時点で判明するかぎりの) 姓名、年齢、生前の住所の報告を呈するものとする。そうした視察官が任命されていない場合には、死体が移送された場所の近隣に居住している内科医、外科医、薬剤師のいずれかにたいして、……当事者のうけとった証明書の写しを、そのための帳簿に保管するべし。帳簿は先述のように任命された視察官のいずれかにもとめられた場合には提出すべし。

第十二条 何らかの当事者が何らかの場所において解剖を實踐する、もしくは、教授すること、あるいは、何らかの場所において解剖検査のために死亡した者の身体を移送後にうけとること、もしくは、所有すること、さらには、解剖検査をおこなうことは、当事者、もしくは、当該の場所の所有者、あるいは、占有者、さらには、本法律によって死体を解剖検査する権限をあたえられた何らかの当事者が、当該の目的のために当該の場所において死体を最初にうけとる、あるいは、所有する1週間前までに、事情におうじて前述の内務大臣またはアイルランド担当大臣にたいして解剖のおこなわれようとする場所について通告しなければ、違法とする。

第十三条 前述のように検査の目的のために移送されたあらゆる死体は、移送される前に礼になかった棺または容器に入れられ、そのまま移送されるべし。その死体を運搬する、あるいは、前述したように運搬させる当事者は、その死体が解剖検査をうけたあとに、聖別された墓地、あるいは、死体の移送された当人の属する宗派の者たちにたいしてもちいられる公共の埋葬地に、礼をもって埋葬されるべく規程を作成すべし。さらに、その死体が埋葬されたことの証明書は、地区の視察官にたいしてその死体が前述のようにうけとられた日から6週間以内に送付されるべし。

第十四条 内科医会あるいは外科医会に所属する者、医学をおさめた学位取得者または免許取得者、連合王国のいかなる地域においても医療をおこなえる合法的な資格を有する者、解剖学、医学、外科学の教授、教師または学生であり、前記した国王陛下の内務大臣またはアイルランド担当大臣から許可証をうけた者であれば誰であろうとも、解剖検査のために、あるいは、解剖検査をおこなうために、本法律の規定にのって人間のいかなる死体をもうけとること、あるいは、その所有をすることにかなして、いかなる犯罪訴追、制裁、没収、刑罰をまぬかれるものとする。

第十五条 〔検視の実施の保証〕

第十六条 「故国王陛下の治世第九年に制定された法律が、イングランドにおける人身にたいする違法行為に関連して制定法を統合および修正しており、その最近の議会制定法によって、謀殺罪をもって有罪とされたあらゆる者の身体は、違法行為者をさばいた法廷が適切であるとみなすかぎり、刑の執行後に解剖または鉄鎖の晒しに処せられることになっている。また、法廷によって宣せられる判決は、違法行為者の身体が解剖または鉄鎖の晒しに処せられることを確言し、二つのいずれかの刑罰を法廷は命じるものとする」とさだめられている。この直前に引用した議会制定法は、法廷

に権限をあたえ、法廷が適切とみなすならば、謀殺罪をもって有罪とされた者の身体を刑の執行後に解剖に処するように命じられるとされていたが、同制定法はこれをもって廃止される。さらに、謀殺罪をもって被告人が有罪とされたいかなる審理においても、その被告人がさばかれた法廷は被告人にたいして鉄鎖の晒しとされるか、あるいは、法廷が適切であるとみなすかぎり、その被告人が有罪とされたあとに拘禁されることになる監獄の区域内に埋葬されるかを命じるべきものとする。またさらに、法廷によって宣せられる判決は、当該の被告人の身体が鉄鎖の晒しに処せられるか、あるいは、監獄の区域内に埋葬されるかを、そして、そのいずれか一つを法廷が命じることができると確言するものとする。

第十七条 何らかの法的な措置または訴訟が本制定法を執行するなかでなされた何らかの事項をもっていずれかの者にたいして開始または提起されたならば、法的な措置の原因が生じたあとの6か月以内に措置または訴訟は開始されるものとする。当該のいかなる法的措置または訴訟の被告は、その選択のさいに、争点を特定の、もしくは、全般的な争点を有罪でないと申し立てることができる。かつ、本制定法および証言にある特定の争点をいかなる裁判にも根拠として呈することができる。

第十八条 本制定法の規定にたいしてイングランドまたはアイルランドにおいて違反したいかなる人物も、軽罪をもって有罪と判断される。正式に有罪とされたならば、被告がさばかれる法廷の裁量により、3か月をこえない期間の投獄刑、もしくは、50ポンドをこえない罰金刑に処せられる。本制定法の規定にたいしてスコットランドにおいて違反したいかなる人物も、当該の違法行為によって正式に有罪とされたならば、被告がさばかれる法廷の裁量により、3か月をこえない期間の投獄刑、もしくは、50ポンドをこえない罰金刑に処せられる。

第十九条 本制定法におけるいくつかの語意にかんする疑問を払拭するため、「人物と当事者 (Person and Party)」がそれぞれいかなる人数の者、あるいは、設立趣意書の有無を問わず、いかなる結社もふくむとみなされるものとする。また、前述の語意は、単数形かつ男性名詞のみで言及されるものの、それに限定されぬものとする。

第二十条 〔施行期日〕今年〔1832年〕の8月1日……。

第二十一条 〔省略〕

2. 制定法の変遷

解剖学校規制法の直接にかかわる先行法は第十六条に示されたとおり、1828年6月27日に裁可された「対人犯罪整理統合法 (9 George IV, cap. 31: “An Act for consolidating and amending the Statutes in England relative to Offences against Person”)」である。59件の該当する先行法または先行法の条項を列挙する前文のなかに、「国王ジョージ二世治世第二十五年に制定され、恐ろしい犯罪である謀殺をより

1832年解剖学校規制法の成立

効果的に防止するための法律と称される制定法の、救出および救出の企てにかんする部分をのぞくすべて」がある。これは略称「謀殺罪法 (Murder Act)」である。対人犯罪整理統合法の第四条から第六条までが該当する。

第四条 ……謀殺罪のかどで有罪とされたあらゆる者は、判決の下された日の翌日に、法にしたがって処刑されるべし。ただし、翌日が日曜日であった場合には翌月曜日とする。あらゆる謀殺者の死体は処刑後に法廷が適切とみとめるにしたい、解剖されるか、あるいは、鉄鎖の晒しに処されるかするべし。判決はあらゆる謀殺者の有罪評決の直後に、法廷が正当な延期の理由をみとめないかぎり、宣せられる。当該の判決は死刑の通常の判断ばかりでなく、これによって指定された処刑の期日を明示すべし。違法行為者の死体が解剖されるか、あるいは、鉄鎖の晒しに処せられるかは、その二つのうちから法廷が命じるべし。……当該の判決が宣せられたあと、法廷または判事が適切と考えるのであれば、当該の法廷または判事が処刑を猶予することは合法とすべし。

第五条 ……解剖が当該の判決によって命じられた場合にはいつでも、謀殺者の死体は、ミドルセクス州またはロンドンのシティにおいて処刑されたならば、すみやかに奉行または複数の奉行、その代理者または複数の代理者、配下の役人によって運搬され、外科医組合の会館、あるいは、その組合が指定したべつの場所へとどけられ、当該の組合が解剖の実施される目的のために任命する者にわたされるべし。その他の場所において処刑がおこなわれるなら、謀殺者の死体は同様のやり方によって法廷または判事の命じる外科医のもとへ同一の目的のためにわたされるべし。

第六条 ……謀殺罪のかどで有罪とされたあらゆる者は、判決のあと、逃亡するおそれのない監獄内の何らかの場所に、ほかのすべての囚人から隔離されて拘禁され、パンと水のみを供されるべし。その他の食物または酒類は供せられない。ただし、主の最後の晩餐の秘蹟をうける場合、何らかの重篤な病気や負傷し、監獄付きの外科医が処方されるべく必要物を命じる場合を除く……〔以下は省略する〕。

謀殺罪法は、P・ラインボーやE・P・トムスン、V・ギャトレル、J・M・ビーティといった研究者による犯罪の社会史の主要な著作や論文で言及されてきた⁵。このうちのトムスンによれば、キリスト教徒としての埋葬を重んじる民衆の俗信を刺激し、極刑の恐怖を高め、ロンドンのシティの治安維持につなげようとしたものと理解される、階級的な刑罰立法である⁶。その一方で、外科医の解剖実習にもちいられる死体

5 たとえば、J. M. Beattie, *Crime and the Courts in England 1660-1800* (Oxford: Oxford University Press, 1986), pp. 525-30; V. A. C. Gatrell, *The Hanging Tree: Execution and the English People 1770-1868* (Oxford, University Press, 1994), pp. 255-8, 267-8.

6 E・P・トムスン (近藤和彦訳) 「民俗学・人類学・社会史」『思想』757号 (1987年)、pp. 135-6.

の供給不足を解決する、科学の公共性を重視した方策でもあった。以下に条文を示す。

謀殺罪法 (An Act for better preventing the horrid Crime of Murder, 25 George II, cap. 37)

第一条 前文 「恐ろしい犯罪である謀殺は、近々には以前よりも頻繁に、とくに本王国の首都およびその近郊において、ブリテン国民のよく知られた人性と天性の能力にあらがい、犯されてきた。それによって必須となるのが、……死刑にたいし、さらなる恐怖と不名誉の固有のしるしとをくわえることである。」……1752年のイースタ開廷期の第一日日以降に故意の謀殺をもって有罪と評決された者はすべて、判決の下された日の翌日に、法にしたがって処刑されるべし。ただし、翌日が主日、俗にいう日曜日であった場合には翌月曜日とする。

第二条 ……有罪とされた当該の謀殺者の死体は、有罪判決と処刑とがミドルセクス州において、もしくは、ロンドンのシティまたはその特別区の域内においておこなわれるなら、すみやかに奉行または複数の奉行、その代理者または複数の代理者、配下の役人によって運搬され、外科医組合の会館、あるいは、その組合がこの目的のために指定したべつ場所へとどけられ、その組合が委任または任命する者にわたされ、その者は奉行または複数の奉行、その代理者または複数の代理者に死体の受理証をあたえるべし。そのようにして外科医組合にとどけられた死体は、前述の複数の外科医によって、あるいは、外科医が当該の目的のために任命する者によって、解剖されるべし。当該の有罪判決と処刑とがそれ以外の州またはブリテンの別の場所において生じた場合には、判事または巡回法廷判事、あるいは、別の適格な判事が当該の有罪判決から1日のみをおいた翌日に（前項の例外をおなじく例外とするが）処刑されるとする判決を裁定し、その謀殺者の死体は同様に奉行またはその代理者および配下の役人によって発送され、判事または巡回法廷判事らが前述の目的のために指示する外科医にわたされるものとする。

第三条 ……判決は公開の法廷において当該の謀殺者が有罪とされた直後に宣せられる。……当該の判決においては、通常の死刑の判決ばかりでなく、当該の処刑が判決にもとづいて指定される時刻、および、判決によって当該の違法行為者に指示された不名誉のしるしをも明示し、謀殺という悪質な犯罪をおかす違法行為者のところに、さらには、その場にいる者のところに刻印するものとする。

第四条 ただし、……妥当な理由があると思われる場合において、その犯罪者がさばかれた判事または巡回法廷判事……が判決の執行をその裁量において猶予することは合法であるべし……。

第五条 また……、当該の判事または巡回法廷判事の権限において当該の犯罪者の死体を鉄鎖の晒しにかけられるように指定するものとする。しかし、いかなる場合においても謀殺者の死体は埋葬をゆるされるものではなく、前述のごとく解剖されたの

ちでなければならない……。

第六条 ……有罪とされ、判決が下されて以降、当該の犯罪者が確実な拘禁のために送致されるところの典獄は、当該の囚人を監房または監獄内の適切かつ安全な場所に拘束し、ほかの囚人から隔離すべし。いかなる人物であれ、典獄またはその使用人をのぞき、……面会のために獲得される許可証なしでは当該のいかなる囚人にも近づける者はないものとする。

第七条 [第六条の補足] ……当該の判事または巡回法廷判事が前述のように有罪とされた違法行為者の処刑を猶予すべき根拠をみとめる場合には、当該の判事または巡回法廷判事は、……監獄の典獄によって遵守されるべく、以上および以下に命じられた制限および規則を緩和もしくは解除することができるものとする……。

第八条 ……判決が下されたあと、その刑の執行まで、当該の違法行為者はパンと水のみを供されるべし。その他の食物または酒類は供せられない。(ただし、主の最後の晩餐の秘蹟をうける場合、何らかの重篤な病気や負傷し、著名な内科医、外科医、薬種商が必要な処置をつかさどるために当該の監獄の典獄によって入場を許可された場合を除く。後者の場合には当該の内科医、外科医、薬種商の姓名と住所が当該の監獄にまず記入され、保持されるべし。) 当該の典獄がここに遵守されるべく制定された指示または規程のいかなるものにも反したり、執行を怠ったりした場合には、合計20ポンドの罰金を科せられ、支払われるまで投獄されるものとする。

第九条 ……いかなる人物または複数のいかなる人物であれ、拘禁されているか、あるいは、謀殺罪のかどで有罪とされるかした何らかの人物を、監獄から、暴力によって自由の身にする、あるいは、救出する、もしくは、救出または自由の身とすることを企てるなら、あるいは、謀殺罪のかどで有罪とされた何らかの人物を、処刑にむかう途中で、あるいは、処刑のさなかに、救出する、もしくは、救出を企てるなら、そのような違法行為を犯した者は重罪のかどで有罪と裁決され、聖職者特権を適用されることなく死刑をこうむるものとする。

第十条 ……いかなる人物または複数のいかなる人物であれ、処刑後に、暴力によって当該の違法行為者の死体を州奉行もしくはその配下の役人の保有のもとから、当該の死体がここで指示されたいずれかの場所へ運搬されるあいだに救出する、あるいは、救出することを企てるならば、もしくは、暴力によって当該の死体を外科医組合または外科医組合の事務方または使用人、あるいは、当該の死体が本法律にしたがって預託されてきたいかなる外科医の家屋から救出する、あるいは、救出することを企てるならば、そのような違法行為を犯したあらゆる者は重罪のかどで有罪と裁決され、アメリカにある国王陛下の入植地のいずれかに7年にわたり、現行の法律によって重罪犯の流刑について規定されたのと同様の方法で流刑に処されることをまぬかれえない。(以下は、不法帰国にかんする規定)。

第十一条 ……本号の制定法にふくまれるもののいずれであろうと、先の国王陛下

の治世第十一年に制定された法律……を廃止または変更するところまでおよびはしない。〔ジョージ一世治世第十一年制定法第二十六号を指し、同法はジョージ一世治世第一年制定法第五十四号の改正法である。1715年のジャコバイト反乱の直後の議会においてスコットランド高地地方の和平と非武装化を推進することをうたって制定された。〕

対人犯罪整理統合法の第四条が関連するのは、謀殺罪法の第一条、第二条、第四条であり、前者の第五条が後者の第二条と、前者の第六条が後者の第六条と第八条に相当する。これらの関連する条文のあいだに基本的な内容の差異はなく、謀殺罪のかどで有罪とされた者の死体を処理する点において、鉄鎖の晒または解剖に処する対人犯罪整理統合法は、謀殺罪法をそのまま継承した法律であった。したがって、解剖学校規制法は約80年にわたって継続した医学実習用の死体の供給体制を一変させたことになる⁷。謀殺罪にかぎらず、犯罪者一般の処刑後の死体を利用しはじめたのはヘンリ八世の議会制定法が端緒であったから、およそ300年ぶりの改訂とも考えられる。

3. 1831年から1832年にかけての議会の討論

解剖学校規制法は1829年に廃案となった「墓からの人体の不法な掘りだしを予防し、解剖学校を規制する法案 (Bill for preventing the Unlawful Disinterment of Human Bodies, and for Regulating Schools of Anatomy)」法案の改訂から出発した⁸。したがって、議会の討論は1829年と32年で論点がほぼかさなっている。3年ほどのあいだにほどこされた変更点や反論の克服手法などが重要であるが、しかし、議論する用意がまだない。1832年の討論でしばしば登場した「絞殺 (Burking)」(これは解剖学校規制法第一条前文のいう「大罪」でもある)ともあわせて別稿で検討する。

1) 階級的な立法

1831年12月にはじまった法案の審議で最初に論点となったのは、階級的立法である。提案者ウォーバトン (Henry Warburton, 1784?-1858, UCLの創設者のひとり、MP for Bridport) は「解剖学の学習のために適切な便宜を提供することの必要を見失ってはならない」と強調し、「国家のサーヴィス、国民の維持、人びとの福利が危ういときには、私的な感情は脇にのけるものであり」、「国民全体の利益に比すれば、個々人の望みや感情などは無にひとしいと思われる」と断言した⁹。

7 J. Rugg, From reason to regulation: 1760-1850, in P. C. Jupp and C. Gittings (eds.), *Death in England: An Illustrated History* (Manchester: Manchester University Press, 1999), pp. 224-6.

8 Ruth Richardson, *Death, Dissection and the Destitute* (Chicago: The University of Chicago Press, 2001), pp. 68, 145-6.

9 *PD*, vol. 9, Commons, cols 300-1.

1832年解剖学校規制法の成立

これにたいして、ハント (Henry Hunt, 1773-1835, MP for Preston) は法案が1829年の旧案といくつかの点で同一であり、遺憾であるとのべる。ウォーバトンが異なるとうたえたのを無視し、前の法案と類似するがゆえに「議員としてあたえられた全力をもって反対する」と言明した。さらに、受益者負担をもとめ、解剖学校を免許制とし、そこへ入学する若い医師に献体の登録を必須とするべしと発言した。

つづいて反対を表明したサドラ (Michael Thomas Sadler, 1780-1835, MP for Aldborough) は公衆の感情、人びとの偏見を懸念する。「下層の人びとには知友の亡骸を切断するのになみはずれた反感があり、無防備な貧民の死体を要求する法案を通過させたなら、すべての病院や施療院の扉を閉め、人を、その罪は貧困であり、その欠点は偏見である、そういう人を、路頭の破滅に追いやることになるう」。

反対派は、制定法の条文には病院や労役所 (workhouse) の語は登場しないにもかかわらず、第七・第八・第九条の規程から、提供される解剖用の死体が身寄りのない貧民以外にはありえないことを読みとっていた。第七条の「遺言執行人またはいずれかの死者の身体を合法的に所有するその他の当事者」とは病院や労役所の管理者であり、身寄りがなければ、「当人が、生前の何らかの時点において書面により、あるいは、死因となる疾病に罹患しているあいだに2名以上の証人が立ち会うなかで口頭によ」る場面も、「寡夫または寡婦、もしくは、死亡した者の既知の親族が当該の検査を受けずに死体が埋葬されることをもとめなかった場合」もありえず、第八条と第九条のいうように、よしんば、寡婦や寡婦、近親者がいたとしても、「死後48時間を経過」するまでに当該地区へ手続きにおもむくことは不可能に近い。「国民全体の利益」のために貧民を犠牲にするならば、この「国民」とは誰かを反対派は問うた¹⁰。庶民院の読会に先立って12月8日に「ハンタ協会」からの請願がハロウビ伯 (The Earl of Harrowby, 1762-1847) を介して提示された貴族院でも、解剖用の死体の不足のうたえにたいして同様の反対意見が発せられ、大法官ブルーム (Henry Peter Brougham, 1778-1868) は「世論の激した現状において、この主題について議論のすべてを回避し、興奮がおさまるまでいかなる立法措置もくり延べるのがとくに賢明であろう」と諭した¹¹。

ウォーバトンは、反対意見に対峙してもたじろがなかった。当該の条項は「富者にも貧者にも適用される、と銘記されなければならない」とうたえるとともに、「国民全体の利益」につながると自案を称揚した。「貧民の被ったケガや傷が治療されるべきものであれば、かれらに寄り添うべき者たちが知識を得るはずの手段は安価で入手しやすくしなければならない」¹²。医学についての知識がより多くの医者にとって得やすいものとなれば、正確な知識をもった医者の数が増え、その恩恵は、少数の有能

10 *PD*, vol. 9, Commons, cols 302-3 [Hunt], 303-4 [Sadler].

11 *PD*, vol. 9, Lords, col. 133.

12 *PD*, vol. 9, Commons, cols. 584-5.

な医者を雇ったり、多額の治療費を支払ったりすることを厭わない富者だけでなく、貧者にもかならずもたらされるという論旨である。何通かの請願を貴・庶両院に発した医学や医療の関係者の論理もまた、富者だけでなく貧者、「富者よりもはるかに貧者に益ある」とうたえていた¹³。さらには、死体という試料の「不足は、科学にとって大きな損害であり、社会にとってひどい不利である」と、科学の進歩と社会の福利を同一視する発言も見られた¹⁴。

2) 死体の供給量

貴族院にたいするハンタ協会の請願は、解剖医が犯罪を遂行するに至ったり、軽罪で訴追されたりすることなく、試料＝死体を獲得できない法の現状について、一考をもとめていた。解剖学校規制法の前文にあるとおり、「解剖検査にもちいられる人体の合法的な供給は足りず」が1828年の特別委員会の調査でも一般的な認識になっていた¹⁵。

庶民院の第二読会（1832年1月17日、出席者が40名に満たずに延期され、1月20日にも開催された）では、礼節のある埋葬が規定されていないとの指摘がイングルズ（Sir Robert Inglis, 1786-1855, MP for University of Oxford）からなされたあと、法案に賛成の立場でヒューム（Joseph Hume, 1777-1855, MP for Middlesex）が発言した。彼は1828年の特別委員会の委員であった。「合法的に入手できる死体は1年におよそ10から20体にすぎず、他方で、1,100ないし1,200体がもとめられ、じっさいに手に入るのが900体であった。殺人を犯し、被害者の死体を売らんとする動機は……高い価格の結果であり、目下のこの法案の効果はその価格をひきさげ、割り増し価格を、完全には殺人の動機を除去しないまでも、結果的に減らすことにはなるであろう」。これも制定法の前文にある「そうした目的にかなう人体を供給するためにさまざまな大罪が犯され」ないようにする一策であり、立法府のつとめであるという。法務長官デンマン（Thomas Denman, 1779-1854, MP for Nottingham）もまた関連した見解を示し、「絞殺」にかんして困難であるのはその捜査であり……、この犯罪をふせぐには動機をとりのぞくしかないのが明白であり、それを可能にするのは死体の価格をさげることのみである」とした¹⁶。

13 PD, vol. 9, Lords, cols. 1148-51.

14 PD, vol. 13, Lords, cols. 824-6.

15 Report from the Select Committee on Anatomy (London, 1828), p. 4 et passim. ロンドンの解剖学校にいる学生数は800人をこえ、そのうちじっさいに解剖実習する人数を500と見積もる。16か月にわたる学習期間に、通常では身体構造の理解に2体、手術の実習に1体の死体を持ちいる。しかし、解剖件数は450から500件であり、学生一人あたりに1件にも満たない。

16 PD, vol. 9, Commons, cols. 583-4. エディンバラで発覚した1828年の「絞殺」事件について、簡略には、Oxford Dictionary of National BiographyのWilliam Burkeの項目、および、The Official Confessions of William Burke, executed at Edinburgh for Murder, on Wednesday, the 28th January 1829 (Edinburgh, 1829)を参照。

1832年解剖学校規制法の成立

「法案に対してはげしく反対する」ハントは2月6日に興味深い対案を提示した。フランスの医学アカデミの報告書を参考にして、死体模型を利用した解剖学を紹介し、解剖の廃止に向かう努力の一端であると主張した。もちろん、この提案は手技の向上には役立たないなどの反論を招いた。たとえば、シェイル (Richard Lalor Sheil, 1791-1851, MP for Louth) は、模型がダブリンの外科医会で解剖学を教えるのにもちいられている事実を示しつつ、フィレンツェで以前からつかわれてきたものであり、「外科医であれば誰も、模型による学習が、どれだけ完璧なものであろうと、解剖実習の必要にとってかわりうるなどとは思えない」と断じた¹⁷。

では、仮に法案が成立すれば供給は満たされるか。イングルズの試算によれば、公開の売買をせずとも供給量は充分になった。まずは献体があり、ついで大きな供給源となる「労役所の死亡者で知友の主張のない者のすべて」がある。19世紀初頭のロンドンにおける外科医学生は700名、学校数は12校であり、その解剖試料の需要は年間で1,100体ほどであると考えられる。たいして、聖ジャイルズ教区において1年間に公費で埋葬された貧民は599名、おなじくマリルボン教区では606名であった。ロンドンの全教区では5,204名にのぼり、仮にその「三分之一が解剖にたいする嫌悪を表明しなければ」よい、という¹⁸。死亡し、身寄りがなく、公費で埋葬された病院や労役所の収容者の数は正確であろうが、ただし、「三分之一」には根拠がない。

3) 死体の所有権と外科医の立場

死体の所有権の所在は、過去も現在も、あるいは、連合王国イギリスでも日本でも明確ではない。財産は所有権者に属するものではあるとはいえ、所有権者本人は死亡しており、相続人や喪主、あるいは、祭祀主宰者などの複数の見解や判例がある。所有や保管、売買について解剖学校規制法は、身寄りのない死体の所有権を死亡した場所の管理者にあるとし、その売買を可能にしており、また、運搬された先の医学関係者にも所有権を容認した。第七、第十、第十二条の規程が該当する。

1828年の特別委員会は「死体かっさらい業者 (body-snatcher)」を窃盗犯であり、重罪犯であり、極悪人であり、「解剖学を援助する目的で死体の掘りだし (exhumation) を継続するのがゆるされるなら、窃盗犯もまた宥免されるのが必然的な結果と思われる」と、口をきわめて非難した。ただし、これは法的に正確な表現であるとはいえない。死体の所有権はあいまいであり、死体は財産を構成するとは判断されない以上、埋葬された墓から掘りだされても、所有権犯罪である窃盗 (larceny) や夜盗 (burglary) には問われず、不快ではあっても、軽罪にあたる迷惑行為 (nuisance) でしかなかった¹⁹。

17 PD, vol. 9, Commons, cols. 1276-7.

18 PD, vol. 10, Commons, cols. 832-4.

19 Report, p. 8; R. Richardson, *Death, Dissection and the Destitute*, p. 68.

医者が「患者にその学術にかんする無知ゆえにあやまった治療をほどこせば、本邦の法律は刑罰をもってふりかか」る。したがって逆説的に、「医学生にその職業を知悉させるようにもとめる」。1832年2月2日の貴族院においてサセクス公が提示したロンドン内科医会の会長と全構成員からの請願は、医者と医学生の唯一の願いが「人類の目的と社会の幸福を推進する」ことにあると誇る。しかしながら、「本邦の法律」はまた、別の条文によって、学術の情報を獲得できる手段を禁じてもいた。すなわち、「本邦のコモンローは、自分の家宅に死体をおく何びとも、その屋根のもとにて当該の人が死亡せざるならば、軽罪」に処し、「開業医も、医学生も、自分の家屋に死体をおいていたがゆえに犯罪訴追され、罰金刑または投獄刑をもって罰せられてきた」²⁰。死体が財産か否かにかかわらず、死体の保管が不法行為とみなされる以上、すべての解剖学校は非合法行為で摘発される危険があった。

さらに、非合法的に死体を獲得すればコモンロー上の犯罪者としてあつかわれ、合法的に死体を獲得すれば処刑吏としてみなされる板挟みの状態に外科医はあった。解剖を謀殺犯の死刑にたいする加重の罰とした1752年の謀殺罪法は、「謀殺者の死体は……外科医組合の会館、あるいは、その組合が指定したべつの場所へとどけられ、……その他の場所において処刑がおこなわれるなら、……法廷または判事の命じる外科医のもとへ」と第五条に規定した。1828年の対人犯罪整理統合法第五条でも変更されず、解剖は外科医組合の構成員等によって実施される規程のままである。たしかに、ヘンリ八世の王令から死刑囚の処刑後の死体は外科医組合に供与されたが²¹、しかし、それは判事の判決の命じるところではなかった。1752年以降の判決では、ほぼすべての有罪となった謀殺罪犯にたいして「その死体は解剖されるべし (to be dissected and anatomized)」と記された²²。判決にしたがって刑罰を執行する以上、外科医は、すなわち、処刑吏であった。また、1828年の特別委員会ではフランスで連合王国出身の学生たちをおしえた外科医の経験が聴取され、とくに、イングランド国内における育成費用の高騰と医学生の海外流出が、解剖実習につかう死体試料の供給困難に由来するとくり返し強調された²³。負の烙印を押しよくした専門職として確立したい意図とフランスに対抗する自国民主義が顕著である。

死体の売買や保有を合法化するかわりに、死体を確保したい外科医をとりしらべ、金銭を目当てにした墓場荒らしや「絞殺」を防止するための手段として、法案は視察官の任命を提示した。法案反対派のワスン (Rigby Wason, 1797-1875, MP for

20 PD, vol. 9, Lords, cols. 1148-52.

21 Richard Ward, The Criminal corpse, anatomists, and the criminal law: Parliamentary attempts to extend the dissection of offenders in late eighteenth-century England, *Journal of British Studies*, liv (2015), p. 64. 当初は1年に4体であった。

22 『オールドベイリ裁判録』 (<https://www.oldbaileyonline.org/>) から1753年以降の謀殺罪 (murder) を検索すれば、例外なく「解剖 (dissected and anatomiz'd)」の判決文言を確認できる。

23 *Report*, pp. 7-8, 15, 19, 35, 39, 55, 57 et passim.

1832年解剖学校規制法の成立

Ipswich)は「視察官がすべての死体を解剖に先立って検査するために任命されるが、その人数はわずか3名にかぎられることになった」とあきれ、「政府によって一定の数の場所が許可をうけ、そこでのみ解剖を実施できる」とする修正案を提示した²⁴。視察官は制定法第六条で年俸100ポンドを確約されているが、しかし、身寄りのない貧民の死体がロンドンだけで年間に5,000をこえる試算ならば、いちいち検査をすることはあきらかに不可能であろう。しかし、解剖を教師にかぎり、学生にはおこなわせないなどの7項目にわたる彼の修正提案は採決にいたることさえなかった。

おわりに

ウォーバトンが1828年の法案審議のさい、解剖にたいする公衆の嫌悪感が公開講義をおこなうことによって消散すると予言していた²⁵。要するに、解剖に「慣れ」ればよいとの主張である。彼の予言は的中し、1870年代以降には火葬が増加し、20世紀前半には献体が一般化した。死後の世界が俗信とされるかぎり、現代人は火葬も献体も厭わないであろう。

1832年法は医学関係者が解剖試料の確保と処刑吏の役割の放棄という宿願を遂げただけではない。医学／科学の公共性や貧民の公的扶助、さらには、民衆の俗信をはっきりと転換させる画期となった。それが、1831年8月にイングランドへの初上陸を果たしたコレラ禍のなかで起きていることも興味深い。瘴気説が優勢であった時期に死体の処置をあらためた制定法でもあった。死と医療、民衆と公共性をさぐる材料としたい。

24 PD, vol. 10, Commons, cols. 834-5.

25 PD, vol. 19, Commons, cols. 14-5.